

# 令和元年度第1回船橋市総合教育会議議事録

日 時 令和元年11月5日(火) 15時00分～16時09分

場 所 船橋市役所9階 第1会議室

## 出席委員

市 長		松戸 徹
教育委員会	教育長	松本 文化
	委員	鎌田 元弘
	委員	佐藤 秀樹
	委員	鳥海 正明
	委員	小島 千鶴

## 議 題

- (1) 教育相談体制の充実  
～スクールソーシャルワーカーの導入後の状況について～
- (2) スクールロイヤーの他市の状況について
- (3) その他

○司会（総務部長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第1回総合教育会議を開催いたします。本日の会議の進行をさせていただきます総務部長の笹原です。よろしくお願いいたします。

まず、本日の会議に際しまして傍聴希望者がございます。総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項の規定により、原則公開となっておりますので、これに基づき傍聴希望者の入室を許可するものとしてよろしいでしょうか、お伺いいたします。

（異議なし）

○司会（総務部長）

ありがとうございます。それでは、傍聴希望者が入室いたします。

<傍聴者入室>

○司会（総務部長）

傍聴者の皆様にお願いがございます。傍聴にあたりましては、お渡しいたしました傍聴券に記載されております事項を遵守いただきますようお願いいたします。

次に、本日の会議の資料につきましてご確認をお願いいたします。本日の会議次第に続きまして、資料1の「スクールソーシャルワーカー取組状況」と、資料2の「スクールロイヤーの他市の状況について」を、お手元に用意させていただいております。不足はございませんでしょうか。

それでは、次第に従いまして本日の議題に入ります。

本日の議題は、(1)「教育相談体制の充実～スクールソーシャルワーカーの導入後の状況について～」、(2)「スクールロイヤーの他市の状況について」の2つのテーマとなります。また、何かこの場でお話しいただく事項等がございましたら、(3)「その他」にてご協議くださいますようお願いいたします。

では、ここからは市長に進行をお願いいたします。

○松戸市長

それでは、令和元年度の総合教育会議を開始させていただきます。

本日はご出席いただきまして、ありがとうございます。各教育委員の皆様には日ごろから、船橋市の教育の推進のためにさまざまな形でお力添えをいただいておりますことを、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

昨年度は、子供のいる世帯の生活状況等に関する調査結果（速報値）について報告をいたしまして、経済的に困難な状況にある子供たちへの学習機会の拡充に関連するものとして、生活困窮世帯等の学習支援事業の取組、この2つについて皆様と意見交換をさせていただきました。

今年度のテーマでございますけれども、教育相談体制の充実をさせるものとして、昨年度導入いたしましたスクールソーシャルワーカーが、1年間たってみてどのような活動をしてこられたのかということ、実際にお伺いをするにあわせて、スクールロイヤーについても、今後船橋市としても導入の必要性があるというふうに考えておりますので、その辺についてテーマとして取り上げさせていただきたいと思っております。

少し話が変わりますけれども、ラグビーのワールドカップが終わりました、今回のラグビーのワールドカップ全日本、日本代表には、船橋市を本拠地としているクボタスピアーズのラブスカフニ選手が、ナンバーセブンでしたけれども、出場してゲームキャプテンを務めるなど非常に活躍していただきました。そして、決勝戦の南アフリカ戦で最優秀選手になったフェルミューレン選手もクボタの選手ということです。来年の1月から日本のリーグが始まりますけれども、オーストラリアとニュージーランドのナショナルチームの選手もまた加入するという事です。ホームタウンは、今、千葉ジェッツふなばしとともにラグビーの面でも、この2つがあるというのは、市として、子供たちのためにも非常にいい影響があるのではないかと考えております。

日曜日にちょうど「ふなばし健康まつり」が行われまして、毎年クボタスピアーズの選手たちがラグビー教室をやってくれているのですが、今年はワールドカップが反映されたなと思ったのは、今までは子供たちが参加をして保護者の皆さんは周りで見ているという状況でしたけれども、今年は保護者の皆さんも一緒にやっていたのが非常に印象深かったです。市立船橋高校のサッカー部の選手たちも大勢サッカー教室をやっていたりとか、教育というのは学校現場だけではなくて、市のいろいろなところで子供たちがそういった機会を持つというのも、また一つ大きな面だと思います。市としてもこの総合教育会議でいろいろなお議論をいただいたことを生かしながら、広く全般的にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議題1の協議に入る前に、スクールソーシャルワーカーの活動状況について、学校教育部長から説明をお願いしたいと思います。

○筒井学校教育部長

よろしく申し上げます。スクールソーシャルワーカー導入後の取組状況について説明をいたします。

資料は、「平成30年度スクールソーシャルワーカー取組状況」というホチキスどめの資料をご覧ください。

スクールソーシャルワーカー配置事業の30年度取組状況、それから今年度、令和元年度の9月末までの取組状況について説明をいたします。

初めに、30年度取組状況です。資料の最初のページをご覧ください。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉に関する専門的な知識と技術を活用し、環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、子供が抱えるさまざまな問題の解決を図る役割を務めています。本市では平成30年4月に総合教育センターに5名のスクールソーシャルワーカーを配置しました。社会福祉士や精神保健福祉士のいずれか、または両方の資格を有した方で、週2日、1日7時間総合教育センターで勤務し、学校からの要請を受け、学校や家庭、行政の福祉担当部署等といった関係機関のつなぎ役となって、情報提供や調整を行い、児童・生徒、家庭、学校支援を行いました。

5人の担当地区は、中学校生徒指導連絡協議会の地区別の分け方に対応し、学校と情報を共有しやすくいたしました。昨年度は初年度でもありましたので、学校や市関係福祉部局や関係相談機関等への周知と連携に力を入れ、訪問、各種会議、研修会への参加、パンフレットの配布等を行いました。

資料の2、活動記録のほうにまいります。平成30年度は64件の申請があり支援にあたりました。内訳は、小学校が46件と全体の7割を占めています。中学校は18件となっております。訪問数、電話、研修会等の数値は記載のとおりです。支援の流れについては、スクールカウンセラーを含め校内で児童・生徒の問題を把握し、必要に応じて校長より総合教育センターに派遣申請をいただき、状況把握のための学校訪問などから支援を開始いたします。ケース会議への参加、関係機関との情報交換、家庭訪問などの支援を行いました。

資料裏面になります。3の、支援の内容と連携相談の内容についてです。相談の内訳といたしましては、不登校、家庭環境の問題、発達障害等に関する内容が多くなっておりません。

関係機関との連携については記載のとおりです。スクールカウンセラーが関わっているケースは25件ありました。

続きまして、令和元年度9月末現在の取組状況についてご説明いたします。最後のページをご覧ください。「令和元年度スクールソーシャルワーカー取組状況」の資料です。

1の勤務状況等についてですが、本年度も5名のスクールソーシャルワーカーで支援しております。

2の9月末現在の活動記録についてです。昨年度の64件中23件が児童・生徒の卒業、状況の改善等により終結となり、41件が今年度に継続となっております。9月末現在、74件の申請を受け対応しているところでございます。内訳は小学校が50件、68%、中学校が24件、32%となっております。訪問数、電話、研修会等の数値は記載のとおりです。

スクールソーシャルワーカーが関わるケースは、問題の背景が複雑で解決困難な場合、長期化する場合がありますが、引き続き活用状況とその効果を検証するとともに、今後も根気強く支援を継続し、児童・生徒の問題解決に努めてまいりたいと考えています。

この後、具体的にどのように取り組んできたのか、実際にスクールソーシャルワーカーとして活動しております星野さんより、日々の実践や状況について説明をいたします。

#### ○スクールソーシャルワーカー（星野）

スクールソーシャルワーカーの星野と申します。よろしくお願ひいたします。

今お話があったように、児童・生徒の学校の抱える課題は複雑化・多様化していて解決困難な事例が大変多くあります。その中でもいくつか改善した例がありますので、そのことについてお話ししたいと思います。

まず、母親の介護や家事を担っていて不登校だった生徒が、主治医と連携し家事援助ヘルパーを入れることで登校するようになりました。

また、学力や発達に課題のある生徒の母親に働きかけて、総合教育センターの相談につなぎ、母子ともに特別支援教育を受けることができました。

家庭内不和から無気力になって、次第に学校に行かなくなり、不登校になってしまった中学3年生の生徒がいましたが、定期的に家庭訪問することで、放課後登校できるようになり、無事に県立高校に進学いたしました。

父子家庭の児童で、情緒不安定でとても暴力的なため担任の先生が困っていたケースがありました。父親と面談し、子育てのアドバイスをするなどして働きかけをしたら、今年度になって児童の情緒が安定し、全く暴力がなくなりました。

このようにとてもいい例ばかりではなく、中には学校と保護者との関係がうまくいかな

くて不登校が長期化している例もあります。一度教員の対応に対して不満を持ってしまうと、なかなか信頼関係を取り戻すことが難しくなってきます。そういった場合はスクールソーシャルワーカーが学校と保護者を取り持って面談に同席したり、スクールカウンセラーに保護者のカウンセリングをしてもらったりして取り組んでおります。

それから、スクールソーシャルワーカーの周知に関してですけれども、昨年度に引き続き周知に努めているところですが、現在、船橋市内小中学校81校中、派遣申請のあった学校は46校、まだ35校からは一度も申請がない状態です。

具体的には、昨年度「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」を配布し、校長会議、教頭会議で指導主事からスクールソーシャルワーカーの活用と派遣申請についての説明をし、私たちスクールソーシャルワーカーと指導主事が全ての学校を訪問して、校長先生やスクールカウンセラーと面談しました。さらに今年度は、生徒指導主事研修会、事務職員研修会、養護教諭研修会でスクールソーシャルワーカーの役割と活用の仕方について講演するなどして、さらなる周知に努めているところです。

以上です。

#### ○松戸市長

ありがとうございました。

今、全体的な数値的なもの等に加えて、実際にスクールソーシャルワーカーとして活動していただいている星野さんからの報告をいただきました。それぞれについてご意見もしくは質問をお出しいただければと思います。では、小島委員から。

#### ○小島委員

委員の小島です。非常に意義のある活動をしていらっしゃる、より活用していただければと思うのですが、気になった点としては、周知の点ですね。まだ35校から申請がない。でも、35校が何の問題もないことは絶対ないと思うのです。逆に申請を待たずに行くというのは、やはり体制としてまだ厳しい状態でしょうか。人数等の制約等も含めて。その辺、お考えを聞かせていただければと思います。

#### ○筒井学校教育部長

今のこのスクールソーシャルワーカーの制度としては、学校のチームの一員としてその問題に対応するという形でやっておりますので、あくまで校長から申請があったらそこに

行くということです。ただし、今お話があったように、いろいろな学校にこの制度がありますよという周知はどんどんしていますので、問題があったときには対応できると思うのですが、あくまで校長からの申請に基づいてチームを組んで対応していくというのが今の基本線になっております。

#### ○小島委員

事後的な対処というのも大事ですし、もちろん手が挙がらないというのなら事実上の問題としてやむを得ない部分もあるかと思うのですが、やはり予防というのが大事で、正直言って法律家としての経験からいくと、一旦こじれてしまったものは、やはりもとはに戻らないんですね。

そうすると、より周知をして、もっと軽い段階で、こんなことがあるんだけど、現場ではそんなに大きく思われていないけれども、スクールソーシャルワーカーの目から見ると、それは問題が拡大化する、肥大化する、あるいは表面化する一歩手前だというのは、やはり職務上わかると思うので、そういうものも追い追いやっていけばいいかなと私としては思います。

#### ○松戸市長

今の点について、星野さんから何かあれば。

#### ○スクールソーシャルワーカー（星野）

おっしゃるとおり、こちらに申請があったケースというのは、かなりこじれてしまって困難になっているケースがほとんどです。私たちのほうも年度始めに、担当地区の学校には全て訪問して、各学校の状況などを伺って、心配な生徒をなるべく早めに申請を出してくださいということは伝えてあります。

船橋市の場合は、総合教育センターにスクールソーシャルワーカーがいるということで、きちんと文書で申請しないと私たちが行かないということになっています。私は県のほうでもやっておりまして、県は配置校型になっていますから、各学校に配置され、そこから、近隣の学校も必要であれば派遣申請を出してもらいます。学校の場合は、特に申請などはなく直接担任の先生などからの相談を受けられるので、とても数も多いですし、それほどひどくならない段階で支援できるので、その違いかと思えます。

○松戸市長

ありがとうございます。

○松本教育長

まだ申請がない学校にも必ず訪問していただいているのですか。

○スクールソーシャルワーカー（星野）

はい、行っております。お話は伺っているのですが、既に家庭児童相談室などにつながっているケースの場合は、あえてこちらに申請しなくてもという場合もいくつかありました。

○松本教育長

わかりました。

○松戸市長

鎌田委員。

○鎌田委員

先ほどの小島委員のお話とも関連するのですが、学校の先生方や校長先生が、「このぐらいで相談しちゃいとまずいよね」とか、そういうのが内々であって、例えば相談したことで「私の学校は悪いのかしら」みたいなもの、そうではないと思いますけれども、そういう思いが働いてしまってというケースも考えられるのですか。そんなことはないですか。

○筒井学校教育部長

先ほども言いましたように、問題の道筋が見えて児童相談所にすぐに関係を持つんだというふうに、スクールソーシャルワーカーのアドバイスを受けなくてもある程度はっきりした問題については、学校はどんどん関係諸機関と対応しておりますので。

その点で、今のパターンだと、やはり校長先生方の感覚としては、「ちょっとこれは大変だぞ」「これはもう少しきちっと整理し直さなければ」というときに、要請されている状況になっているかと思っています。

○鎌田委員

もう一ついいですか。そうすると、校長先生のある程度の判断でされるということだと思います。私の大学でもスクールソーシャルワーカーはいませんが、心理カウンセラーであるとかスクールロイヤー、私学なので顧問弁護士ということになりますが、研修会がよくあります。

そのときに、資料裏面の3番に相談内容がありますが、どういうケースとどういうケースが絡み合ったときに、すごくこういうのが大変で、これとこれはこういうふうによれば大体うまくいきますよみたいな、そういうものを割とわかりやすく講演して下さったりすると、具体的な事例があって、「あ、この件はどこにもあるんだ」と判断がつくようなことがあります。大学ではそうです。小中学校では全然違うと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○スクールソーシャルワーカー（星野）

確かに、おっしゃるとおりだと思います。今年度は各小中学校の生徒指導担当者と養護教諭への研修、さらに貧困対策ということで、事務職員が密接に関わっているので、事務職員に対して具体的な事例をもとに研修を行っております。ただ、今後、各学校に行って先生方に講演や研修をすることも、とてもいい方法かなと思いました。

○松戸市長

鳥海委員。

○鳥海委員

大変難しい取組をしているなと思います。子供を守る取組の一つということは間違いのないと思うのですが、恐らくケースの多くは、子供がこういうことで困っているんですということではなく、学校の先生が困難な状況について、取り巻く周りがどういう形でサポートをしていったらいいのか、ということの一つの相談だと思うのです。

そうすると、実際には働きかけなければいけない場合は、特に自分は困っていないと思っていたり、自分は学校にとやかく言われる筋合いはないであろうと思っている大人が、恐らく学校の先生から見たら子供たちを困らせているというケースが多々あるかと思うのです。ですので、子供を守るために市としてはスクールソーシャルワーカーの機能を高め、子供を援助できるシステムというものをもう少し強化する必要があるなと思います。

具体的には、スクールソーシャルワーカーの方はいらっしゃらなかったのですが、先月チーム会議が学校で行われました。私は母子家庭のお母様の主治医なのですが、お母様がメンタル疾患であり、小学校に入学されたお子さんがなかなか登校できていない、いかに守るか、そういう状況です。お子さんも本日お母様と一緒に私のクリニックに午前中お見えになりましたけれども、家庭児童相談室の方は、いつも私との面談の予約をちゃんと取って、何回も足を運んでくださり、その方も当然チーム会議にはお出になっていました。

お母様のための書類を私が書いて、サポートしていただく福祉関係の方が、いろいろな手だてを使ってお母様のサポートとしてやってくださっているのですが、これは本当はいけないことです。お子さんの登校を援助するために、本当にぎりぎりのところを使うのではなくて、堂々と子供を守るために、ちゃんとした市のシステムを使って、福祉サービスを使って、援助してさしあげる、そういうシステムが残念なならないんです。

なので、学校に行けさえすれば恐らく元気でお友達もできて、最近元気になってきているその子に、今のままだと小児科の先生等に何かしらの診断書を書いていただいて、サポートの手続きをしなければいけない状態というのは、非常に脆弱ですね。誰が権限を持つべきかということはすごく難しいのですが、学校の先生が就学において心配な局面があるということを判断したならば、スクールソーシャルワーカーの方に投げ、スクールソーシャルワーカーの方が積極的に関わって、子供に対して学校外での、あるいは学校に行く途中での援助が必要な場合に、それを市に申請し、それが実行できる体制というものを早急に作らなければ、このシステムの意味がないだろうなと思いますので、そこはお願いしたいと思います。

○松戸市長

今、鳥海委員がおっしゃっていたケース会議というのは、病院によるものですか。

○鳥海委員

本当は総合教育センターでやるべきかもしれませんが、学校の会議室で行いました。

○松戸市長

わかりました。佐藤委員。

○佐藤委員

いろいろ聞かせていただきました。ありがとうございます。

不登校のことで少し伺いたいのですが、どうしても私たちの世代って、小中学校のころは、不登校の子供がいると学校の先生が毎朝行ったりとか、友達がもし仮にいじめられたとしたら、いじめたほうの友達を毎日放課後行かせたりとか、そういうイメージがすごく強かったです。それがよかったかどうかはわかりませんが、そういうことで出てくる子供もいたというのは記憶しています。

今それを先生になかなかということはありますけれども、やはり不登校の子供たちの対策としては、何らかの形で直接アクションを起こして行って登校に結びつけるというのが、有効だということで考えてもいいのでしょうか。

○スクールソーシャルワーカー（星野）

ケース・バイ・ケースで、例えば理由が、学校の先生等の対応に対してちょっと不満があったりして学校に行きたくないケースなどは、かえって先生が行ってしまうと逆効果になってしまって、かわりに先生が行かないで、スクールソーシャルワーカーや養護教諭が家庭訪問をするケースもあります。でも、担任の先生が迎えに来てくれて、うれしくて行くというケースもありますので、10人の不登校がいたら、本当に十通りというというような印象を持っています。

○佐藤委員

今、不登校のことだけで少しお話をさせてもらったのですが、私もPTAをやっていた中でいろいろなお母さんからいろいろな話を聞いて、不登校に対してなかなか学校が動いてくれないといった意見が、そのころ、もう10年以上も前になってしまいますけれども、ありました。そういうことでも、やはり大人が何らかの形で子供に、これは先生に限らず誰でもいいと思いますけれども、何か関わっていくことで対策が打てるのではないかと話もしたことがあります。

そういう意味で、逆に言うとスクールソーシャルワーカーの方々の活動というのが、僕はとても重要なのかなと思っています。子供の不登校に対してほったらかしにしないということを、ぜひ全体で、もちろんできれば地域も一緒に取り組めれば本当は一番いいのですが、なかなかプライベートな問題もありますので難しいことではあるけれども、大人がみんなで考えて、不登校をなるべくなくしていくというような形がとればよいなど

いうことを話を聞いて思いました。ありがとうございます。

○松戸市長

他には。教育長。

○松本教育長

周知の件については、校長会、教頭会、それから生徒指導部会とか事務部会でもやっていただいているし、養護部会でもやっていただいて、そして各学校へも行ってくださっているの、十分に周知はもうできていると思います。校長先生の温度差もあるかもしれませんが、今、スクールソーシャルワーカーの星野先生がおっしゃったように、各学校でもし研修等をやっていただければ、教員も「ああ、こういうのはお願いしてもいいのかな」となるのではないかと思いますので、時間があつたらお願いしたいなと思います。

○松戸市長

他にはよろしいですか。

では、私からも少し。先ほど利用の仕方の関係で、船橋市の場合は総合教育センターに常に来ていただいて要請があればという形で、県は学校配置型です。ただ、県はそんなに人数はいないと思いますが。

これは船橋市に置きかえて考えたときに、メリット、デメリット両方あると思いますけれども、率直に1年間活動してみて、利用のしやすさからいったらどちらがいいのか。それぞれスクールソーシャルワーカーの方たち全員に意見を聞かないといけないと思いますけれども、星野さんから見てどうですか。

○スクールソーシャルワーカー(星野)

私自身の考えとしては、やはり県と比較しますと、配置型のほうがより初期の段階から相談を受けることができるということと、また、先生方ととても距離が近いですし、情報共有なんかも日常的に管理職の先生ともできますので、とてもいいかと思えます。

ただ、それは配置校だからそれが言えることで、限られた人数の中で近隣の学校からの派遣申請となると、どうしても他校に申請するというのがちょっと敷居が高いというか、そこまでというふうなところがあります。他校からの派遣はあまり多くないので、一長一短という感じですかね。

○松本教育長

配置されている学校はいいと思いますけれども。

○スクールソーシャルワーカー（星野）

はい。

○松戸市長

あと、総合教育センターだと、スクールソーシャルワーカーの方同士のコミュニケーションというか、その辺はやりやすい部分があるのですか。

○スクールソーシャルワーカー（星野）

そうですね。1校に1人で配置されてしまうと、相談したいときになかなかできないのですけれども、センターでは原則1つの曜日に2人は必ずいますので、そこで情報共有もできますし、また、月に1回は5人集まって研修等をやっております。そういったところは、研修の面でいくと、総合教育センターで5人配置というのはとてもメリットがあることだと思います。

○松戸市長

1年間やっていただいて、いまだに申請のない学校のお話があったのですが、多分、こういったケースで相談を受けてこうでしたよと具体的な事例が積み重なってくると、校長先生方も、この段階で相談していいのかなと思えるので、ぜひその辺の具体例で、個別の名称は出さないにしてもやっていただけると、スクールソーシャルワーカーの方に対しての考え方に変化があるのではないかと思うので、これは学校教育部長のほうでぜひお願いしたいと思います。

人数的にはどうですか。もうちょっといたほうがいいですか。

○スクールソーシャルワーカー（星野）

そうですね、今の5人だと、今現在でしたら何とかできますけれども、今後は派遣申請のない35校もありますので、それ全部に対応するとなるとやはり5名では足りないと思います。

○松戸市長

わかりました。

鎌田委員、よろしいですか。

○鎌田委員

先ほど市長がおっしゃっていたことですが、大学なんかですと、ちょっとしたパンフレットを作って、事例集みたいなものを作って、8割くらいはそのパンフレットを見ながら解決できるので、本当に大変なところに相談に行くとか、組み合わせでうまくできるようになるといいなと感じました。

○松戸市長

ありがとうございました。

スクールソーシャルワーカーを始めてまだ1年ということもありますので、これはまた各学校の状況とか、教育長ともいろいろまたお話をさせていただきたいと思います。

困難ケースの場合は、活動日の時間的制約などもあるのではないかと感じますので、また改めてこの辺については教育委員会で整理をしていただいて、よりよい形でやっていければと思っています。

この件についてはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、もう1点の、スクールロイヤーについてでございますけれども、これは議題に入る前に、他市の導入状況について学校教育部長からお願いします。

○筒井学校教育部長

それでは、スクールロイヤーの他市の状況ということで、まだ船橋市にはスクールロイヤーという制度はございませんので、説明をさせていただきます。資料A4、1枚の最後のものがございますので、ご覧ください。

初めに、他市の状況ということで、導入に至る背景についてでございます。現在、学校でのいじめ、不登校、事故等の問題が多様化・深刻化し、保護者からの強い要求やクレームへの対応に苦慮しているケースが増えております。学校で起きるさまざまな問題のうち、当事者間だけでは解決が困難な事案への対応や、教職員への法的な視点による支援及び訴訟に発展する前の解決について、法的側面による相談体制の構築が望まれております。

資料の2番、業務内容でございます。法的側面からの予防教育、いじめ、SNSの危険等に関する授業やその講演、教職員の研修等、それから、教育活動や学校事故に対する教職員からの相談、学校からの法的相談、教育活動や学校事故、教育委員会の事業に対する教育委員会からの法的相談、調査、研究等に対する検証、分析、助言等が、このスクールロイヤー制度の中での相談事項として考えられております。

3番です。千葉県及び近隣他市の状況ですが、千葉県は今年度9月より、また千葉市等の近隣他市につきましては既に配置をされております。

県のスクールロイヤーにつきましては、各教育事務所に複数名の弁護士が登録されております。相談の方法としては、基本的に弁護士事務所での相談、電話、メール、直接面談ということで相談を受けるような形になって、法的な助言を受けるという形になっております。

近隣市につきましては、千葉市4名を初め市川市3名、松戸市・浦安市1名などスクールロイヤーの導入がなされております。この方法については県とほぼ同じで、大体登録されている弁護士の方に相談を行う。方法についてもやはり直接相談またはメール、電話というようなところになっております。あくまで教育委員会が間に入って最初のコンタクトをとるわけですが、その後は学校と弁護士が直接相談をし合うという形になっているようでございます。

なお、流山市につきましては、特定任期付き職員を採用する予定となっております。今、こちらは採用の広報などがされておまして、まだ完全にスタートしているというところではございません。具体的にどこまでこの専従のスクールロイヤーが学校に入っていくかというところについては、今後しっかりと注視してまいりたいと考えています。

具体的にどういった相談があるのかということでございますが、先ほど大ざっぱな内容をお伝えしましたが、例えば問題が生じたときによく文書回答などを求められたりするときもございます。それが文書回答すべきかどうかというようなことも、法的な助言をいただきたいというときもございます。または、こちらが間違いを認めたとしてもいつまでもクレームが続くとか、または新しいクレーム等、次から次へ同じ方から繰り返されていく、そういった場合への対応。それから、そのクレームの内容については、例えば教育の指導方法について納得がいけないとか、行事の持ち方についてとか、不登校児童・生徒への対応。あとは、何か事故等が起きたときの損害賠償の要求等々がございます。

地域住民からのクレーム、例えば騒音ですとか、子供たちの道の歩き方ですとか、そういうものもございますが、それがこじれたようなときには、やはり相談をしているという

ところでございます。

また、いじめ問題で加害者を訴える、または学校を訴えたいというような要望等があったとき、学校としてどう動いたらいいか等について、相談をしているというケースが見られるようでございます。

そのようなところで、他市ではスクールロイヤーに相談をして、それなりの法的な指導または示唆をいただくという形で動いているという現状でございます。

以上です。

#### ○松戸市長

ありがとうございました。

スクールロイヤーはいろいろな自治体で導入が始まっているわけですが、仮に船橋市で導入をしていくとなったときに、教育委員の先生方から見て、こういった部分で有効な部分があるだろう、また、こういった部分がちょっと心配な部分もあるというところがあれば、お話しいただければと思います。

法律の専門家である小島委員からまずお願いします。

#### ○小島委員

教育委員の小島です。弁護士側も最近になってスクールロイヤーに取り組み始める弁護士がだんだん増えてきたというような状態で、まだまだ手探りの状態であります。

やはり継続的な人間関係を前提とする学校というところと、通常、あまり継続的な関係ではない、紛争が終わったらそれでもう関わり合いになることも二度とないだろうというような状態でやることが多い弁護士の職務という面では、学校特有のそういう関係性というものに理解のある弁護士でないと、下手をするとかえってこじらせてしまうということすらちょっと懸念されるような難しい部分ではあります。

逆に保護者の認識としては、それこそすぐに弁護士介入、損害賠償という形での解決ということで、話し合っただけで何かを解決しようという保護者より、逆にもう白黒きちっとつけて第三者機関でというような認識の保護者が増えているのかなということを考えると、やはり何かしらの形で、スクールロイヤーと言われる形での導入は必要になってくるのかなと弁護士としては思っています。

ただ、そういう関係ですよね。あとは、弁護士を入れるタイミングというもの、それで正直関係を決裂したととられてしまって、より悪化させるしかもうないのかとか、そういう

うところまで持ち込まれた上で入るとすると、結局、市の顧問弁護士でも法務部でも別に良かったのではないかみたいな話になってくるとは思います。ですので、もし導入するにしても、どういう立ち位置でどういうタイミングで入るということを、導入時にある程度きめ細かい部分まで想定して考えておいたほうがいいのかなどは思います。

また、弁護士自体も数が増えたとはいえ、即時に動けるというパターンとはちょっと違うところがあります。だから他市の状況としても、基本、弁護士事務所での対面相談とかそういうところになってきて、常勤でとか、あるいは任期付き職員というのがあまり多くないのは、そういう部分もあるのかもしれないです。

ただ、時間を置いてしまうことでより悪化するケースというのも正直あるとは思いますが。そうすると、結局、現場の教職員の皆さんが初期の段階で、ある程度きちとした知識を持った上で対応しておくことでの予防というのがやはり大事だと思うのです。

逆に予防の部分で弁護士が入るというのだったら、あとは弁護士に丸投げでいいやではなくて、教職員のこういう部分に関する研修などで、ちょっと底上げを図っておく必要も同時にあるのではないかと思います。

○松戸市長

ありがとうございました。

では、佐藤委員。

○佐藤委員

私も正直言って勉強不足で、スクールロイヤーという言葉はどこかのテレビで初めて聞いたような状況もありました。私は商売もやっていますが、正直言って、商売でもクレームとかがすごく多くなってきて、以前よりも何かしつこいという感じです。私は社長ですけども、社長まで対応しなければいけないというケースが増えてきているのも正直事実です。裁判沙汰になることは今のところはないのですが、相手からそういう話を持ちかけられることは、よくあることになってきました。それは私がやるべき仕事の一つにはなっているので構わないのですが、そういうことを学校の誰かがやらなければいけないということは、かなりしんどいだろうなというふうに思っています。

とはいっても、小島委員の話を聞いてもそうですけれども、多分、弁護士さん自体ももちろんこれがプロフェッショナリストというのは、まだいないのか。

○小島委員

すご腕のというよりも、教員をもともとやっていたらよかったとか、やっていたらしゃるという意味で、学校内のことも通じていて、弁護士資格もあって、弁護士業務としても通じているという方は既にいらっしゃいますが、そんなに多くはないかと思えます。

○佐藤委員

なるほど。実際には新しい分野といってもおかしくないのかなと思えます。そういう意味では必要な部分もあるし、ただ、学校の先生の問題解決能力みたいなものを高めていくという意味での導入みたいなことも、本当は必要なのかなとは思っています。

私、不動産も一部やっているのですけれども、不動産の研修なんかで多いのは、判例を言ってもらって、こういうケースはこうこうこうだったからこうだったよというものが多いです。スクールソーシャルワーカーもそうだと思いますが、そういったものを積み重ねていくことによって、むしろ学校の先生自らがちゃんともう一回問題解決能力を高めていくということをしてもらえるといいなと私は思います。

○松戸市長

鳥海委員は医師会でもやっていたらしゃいますけれども、医療の中でのそういったクレームなどのときに、やはり弁護士さんが関わるケースも中にはあると思えますけれども、教育委員の立場から見て、スクールロイヤーの導入について何かご意見はありますでしょうか。

○鳥海委員

基本的には賛成です。人と人との本当に濃密な交わりですから、悩ましい問題が起きるのは当然かと思えます。

私が思う優れたロイヤーとは何かといたら、紛争にしないことです。例えば親御さんと学校側（市）が紛争になってしまう形というのは、そのこと自体問題があるのかもしれませんが、多くの場合、優れたロイヤーは、一応裁判的には紛争になっているのかもしれませんが、争いを争いにしない。表向き争いにしない、話し合いを導く、理解を求めろイヤーが優れたロイヤーだと思います。

例えば私の話をすれば、医療の結末というのは悲しい結末が非常に多うございます。また、権利を主張する方が多い時代になってきて、結果的に医療が萎縮しないで済んでい

る。もしこんなことをしたら、あるいは頑張ればうまくいくかもしれないということを頑張ってしまったら、もしかしたら訴えられてしまうかもしれないとなると、助けられる命が助けられなくなるわけです。それを医療の萎縮と言いますが、それが起きずに済んでいるのは、医療の世界を恐らく支えてくださっているロイヤーが、その争いを見える形の争いにしない力を発揮しているからだろうと思います。教育の現場においても、絶対に教育の萎縮というのはあってはいけません。ですから、そのために恐らくロイヤーの力をお借りするということがとても大切かと思えます。

今日、筒井学校教育部長が最初に導入に至る背景をご説明していただいたこの文言は、非常に適切だったと思うのです。今日配られている資料の、クレームがすぐ教育委員会や文科省、市長に及ぶことが多い。訴訟になるケースもある。こういった中で教職員が不当な圧力等に毅然と対応できる体制の構築が急務だと。これは、いつも教職員は不当なものに対しては毅然とした態度で臨むべきであり、文言として絶対おかしい。

ただ、その教員はいつも市長が掲げた「船橋市教育大綱」にのっとり、法律にのっとり、その上で毅然とした態度をとるべきであります。とれといっても難しいことであって、それを助けてあげるのだという、そういった意味合いでないと誤解を生む文言だなというふうに思います。本当に教育の萎縮を起こさせない、船橋市の教育を毅然とした形で提供できる、そこで困った人を作らない、また大きな争いも起こさない。起こさないといいますが、そういったことのために絶対に必要です。

また、そこでの情報を集めることにより、小島委員も佐藤委員もおっしゃられたように、教員のスキルアップ、先生方がこういった悩ましい問題で今までは自分で解決できなかった、学校で解決できなかったことが、事例を学んでいくに従って解決する道筋であったり方法なんかを取得する、そういった積み重ねになるのではないかなと思いますので、これはぜひとも進めて、市が協力するべきだと思います。

○松戸市長

ありがとうございました。

では、鎌田委員。

○鎌田委員

私はもともと専門は建築ですので、建築関係の紛争処理委員というのはやります。そこはあまり参考にならないかなと思うのですが、やはり大学にいますと、弁護士さんがいら

して、文書で訴えられるということは少なからずあるわけで、そういうときにはすごくありがたいなと思います。それは安心感の意味です。

あと、鳥海委員がおっしゃったように、紛争にしないというか争い事にならないようないろんな工夫もしてまして、例えば学生は学生相談室で、教員、職員、心理カウンセラー、非常勤ですけどお医者さんも加わり、いろんな相談ができる。逆は父兄会みたいなものがあるって、父兄会のときにはベテランの職員が対応しているいろんなお小言を頂戴するのですが、それをまた上に上げて処理をするというようなことをやっています。父兄会のときに割と、行列ができる相談室じゃないけどそんな状況になります。

あと、学生と家族自体が法律上で困ってしまうケースもあって、学生とその家族のための法律相談室みたいなものを、外部機関と契約をしてお願いをしています。学生がトラブルに巻き込まれて、それを大学に持ってくる。間接的な部分がそれで防げてくるかなと思います。

あとは公益通報。表向きはチクリ合いだみたいに聞こえるかもしれませんが、企業から訴えられるとか、お金の不正利用だとか、パワハラだとか、あと、先生同士の教授と助教授とか、そういうようなところの公益通報が、学内に訴える場所もあるし学外に訴える場所もあります。そこが何年かやってみますと、抑止効果というか、いろいろな問題が発生しにくい状況が出てきて、割とビクビクしながら公益通報される、するという感じではなくなってきたかなと思います。

そういういろんな仕掛けがあって、紛争にしない。万が一紛争になりそうなときはとても安心。というところで、私もスクールロイヤーはぜひ必要だなというふうに感じます。

○松戸市長

どうぞ、教育長。

○松本教育長

私は自分が学校にいるとき、弁護士さんに相談しなければいけないようなことはなかったんです。学校の問題で弁護士さんに相談しなければだめなことが、最近いろいろ出てきて、非常に苦慮しているところで、結論は、ぜひ入れていただきたいなと思っています。

やはり小島委員も言いましたが、こじれるというのは、いろいろな面の初期対応がうまくいかなかったときに、全てのいろいろなことの事例がこじれているんですね。ですから適切な初期対応ができていたらもうちょっと早くに解決もできているし、そしてまた適切

な初期対応ができる前に、保護者や子供たちとの人間関係ができていたら、こじれることにもならなかつたらいいと思います。

その辺が教育の一番大事なところだとは思っています。でもそれが全てうまくいくときばかりではないので、今いろいろな事例が挙がっているのを見ても、弁護士さんに相談しなければならない事例も今船橋市にはあります。ぜひ導入していただきたいなとは思っております。

○松戸市長

では、スクールソーシャルワーカーの星野さん、ケースを扱っているときにいろんな場合があると思うのですけれども、これは法的にもうちょっと整理してあげたほうがいいのかなというケースはありますか。

○スクールソーシャルワーカー（星野）

船橋市ではそういったケースは私はまだ経験しておりません。ただ、こういう時代ですから、教育長さんがおっしゃったように、これから可能性はあると思います、他市では、そういった例もあると伺っております。

○松戸市長

野田市のDVのケースは、教育委員会の対応が非常に厳しく問われましたけれども、これは指導課長からがいいですかね。部長を含めて先生方たくさんいらっしゃるのですけれども、学校現場の中で、保護者に対してのこととか、あとはいろいろな手続きをやっているときに、これは法的にいいのかなとか、いろいろなケースがあると思いますけれども、学校現場の先生としては、そういった相談するスクールロイヤーのような方がやはりいたほうがいいかと、今までの経験の中で何かあれば教えていただければと思います。

○大野指導課長

指導課長です。先ほど学校教育部長からも他市の状況で相談内容の話があったと思うのですけれども、私が経験した中では、例えば文書回答を求められたときに、渡したときにこれが今後どういうふうになるのかなと悩んだことがありました。また、渡すにしても内容ですね。例えば記録を文書で出してほしいということがあったときに、どの程度記述したらいいのかとか、事実だけを記述したらいいのかとか、そんなところはかなり悩んだこ

とがありました。

また、保護者対応につきましては、私の場合は、当時校長のときには指導課に相談をしていましたけれども、ちょっとしたことで、弁護士さんにこういったところを聞きたいなということはありませんでした。

#### ○松戸市長

ありがとうございました。

小島委員が最初に、弁護士そのものは基本的には継続的な人間関係を持つということよりも、そこできっちり結果を出して対応していくのが基本である、というようなお話でしたけれども、まさにこれが、私がいろいろ聞く中ではキーポイントになるような気がします。

学校現場はやはり信頼関係をずっと培ってきていて、まさしくどのタイミングでスクールロイヤーが入っていくべきなのか、間接的にやっていったほうがいいのかは、いろいろあると思います。弁護士会の中でも今いろいろとスクールロイヤーについて検討していただいているようですけれども、弁護士さんそのもののスキルアップというか、その辺については何かご意見ありますか。

#### ○小島委員

弁護士会は弁護士会で研修を行ったりですとか、あとは先進的な取組をしている他の弁護士会ですとか、実際にこういう形でスクールロイヤーとして活動していらっしゃる弁護士を招いての研修会ですとか、あるいはそういうところの視察ですとか、そういうような形で研修はしているものの、やはり具体的なケースを取り扱うというのは、なってからということになるかと思います。

それまでの間で、もし弁護士が経験があるとしたら、学校との紛争という話では、多分大抵の場合は保護者側の相談、かつ損害賠償というような形が多いかと思います。そういう意味では、やはりいろいろなケース、そして、そこまでいっていないけれども、やはり弁護士のちょっとしたアドバイスが日々あれば、何とかうまく、回復までいかないにしても、そこまで決定的な破綻状態というか、関係が完全にこじれてしまうことはないのかなというケースというのをこれから取り扱っていくという部分で、まだまだ弁護士も勉強していくという分野ではあるかと思います。

そのときにやはり難しいなというのが、逆にいうと学校にいる期間だけと割り切ってし

まえば、少なくともあと何年かすれば自動的に年齢が上がって、例えば卒業であるとか、そういう割り切り方が一つ弁護士側としてはもしかしたらあるかもしれないです。ふだん、そうやってもう関係が終了していることを前提として、あとはその清算をどうにかすることで解決するという事件のほうが当然多いわけですから。

ただ、それだけではなくて、本当はそのこじれている人の一番の被害者はやはり生徒・児童だと思うので、その子たちの将来を考えると、果たして学校とそういう状態で終わってしまっていて、その後のその子の人生がどうなってしまうのかなという視点は、やはり大事にしてほしいと思います。

そうすると、弁護士だけの力でどうにかなるというわけではないと思うのです。やはり学校側ですとか、スクールソーシャルワーカーの先生とかもそうだと思いますし、カウンセラーとか、医師とか、いろんな立場の方の力が必要になるケースが今後出てきますし、そういう視点を持って活動していかなければいけない時代なのではないかと個人的には思います。

だからこそ逆に言うと、そういうものを学校側からもきちっと、自分たちとしてはこういうふうにしたいと。何でも弁護士の言いなり、こういうふうにすれば法的には問題ありませんよと、法的に問題ないというのは、確かに弁護士はその専門分野だからいいのですが、最終的にその子のためにどういうやり方がよかったのかというのは、やはり教育の現場にいる皆さんが一番考えなければいけないところですし、その視点を持っているのもやはり現場の先生方だと思います。そういう意味では、お互いに勉強し合いながら、関係を構築していけるのが理想かなと思います。

○松戸市長

ありがとうございました。他に何かご意見よろしいですか。

学校で裁判にいくとなると、例えば傷害があったり、けがをしたとか、学校の管理瑕疵があったとかというケースかと思います。市のクレームもそうですけれども、ここから先はできませんよというところの根拠が欲しいケース、例えば保護者から「なんで学校はこれをやらないんだ」と言われたときに、「これはこういったところに基づいて、ここから先は教育委員会としても対応できません」と、そういう後ろ盾とか裏づけが欲しいケースは多いのではないかと思います。その辺はどうですか。

○大野指導課長

今、市長がお話ししたとおりであります。どこからという後ろ盾というのは必要なケースもあります。

○松戸市長

これはまた新年度予算の話になるのであれですけど。

○松本教育長

ただ、アドバイスをいただける方がいらっしゃれば助かるなど、事故でもいじめでもいろいろな面で、というのはあります。

○松戸市長

先ほど教育長も初期の対応のお話をされましたけれども、初期の対応をやっていて、これで教育委員会の対応の仕方がいいのかどうかという確認も必要だと思います。やはり私は鳥海委員がおっしゃっていた、紛争に持っていかない力というのは、子供たちのためにも一番いいのではないかと。

だから、相互に納得ができる形をいろんな分野のところから意見を出して行って、そっちに持っていけるのが一番いいのではないかと思います。ただ、今少なくともそういった法的な部分で相談できるシステムがないので。

○松本教育長

新聞記事を読むと、港区なんかでは、弁護士21人が1人当たり区立小中学校2～3校を担当しています。

○松戸市長

先ほどのスクールソーシャルワーカーにしても、どのくらいの数で対応していくのかというのが、予算の関係もありますけれども、あとは配置の仕方ですよね。流山市が予定しているように、学校に配置をして拠点としてやっていくのか、総合教育センターのところなのか。この辺はまた教育委員会で一番実情に合ったことを。

あとは、やはりどういったケースで欲しいのかというのを、もっと明確にしてほしいですよね。現場の先生からヒアリングをもっとやっていただいて、どんなときのために必要なんだというところがはっきりすると、多分配置の仕方が変わってくると思うのです。ぜ

ひその辺はお願いしたいと思います。

他に何か、よろしいですか。今日の議題については以上になりますけれども、一応議題を離れて最近のことでも何でも結構ですが、何かあればお出しいただければと思います。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題についてはこれで閉じさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○司会（総務部長）

どうも皆さん、お疲れさまでございました。

次回の開催につきましては、開催することが決定しましたら日程等調整をさせていただきます。しかしながら、緊急の際には市長より招集することもございますので、その際はよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、令和元年度第1回船橋市総合教育会議を閉会といたします。本日はありがとうございました。